

第2表 経営規模別農家数の変遷

年別	経営耕地 (反)	～3	3～5	5～10	10～15	15～	計
	戸数 (戸) 比率 (%)	45	25	50	9	—	
昭和 32年	比率 (%)	35	19	39	7	—	100
	戸数 (戸) 比率 (%)	39	30	48	13	—	130
昭和 35年	比率 (%)	30	23	37	10	—	100

る結果のあらわれで、製炭という商品生産が分解しきれなかつた部分の新たな分解である。だからその特徴は中農層を分解することにある。昭和32年から昭和35

年のわずか3年間に5反未満の過小農が1戸増大し、5反から1町までの中農が2戸減少し、1町以上の大農が3戸増大したのはそのあらわれであろう。(第2表参照)

む す び

以上のごとく、山村特に製炭村における農民層分解は、林野における商品生産が製炭から用材へと高度化した結果、急速に発展していること、換言すれば林業が用材生産段階に発展することにより中農層を分解していることがわかる。

78. 森林組合の基礎的研究 (1)

— 山林のユニカ-的経営と森林組合 —

九州大学農学部 安 永 朝 海

森林組合がいわゆる森林組合問題として取り上げられる場合、次のような発想ないし問題意識の上で論じられる一つの方向がある。すなわち「森林組合は木材供給と治山治水という点で国民経済上大きな任務を負わされているにもかかわらず、森林組合の実情は到底これらの要請にこたえることができるような状況でない。その多くは休眠組合である。このような不振のどん底にある森林組合をどうしたらよいか、いかにして発展させるか」というのである。

このような問題提起の仕方は特に政策担当者に強いが、それぞれニュアンスにちがひがあるにしても、その影響力は森林組合の内部にも相当のひろがりと深みをもつて滲透していることに注意しなければならないであろう。

この論理はつまり資源政策組合版とでも称すべきものであつて、この中には一貫した資源政策の論理が流れているのである。この理論的メカニズムに対していろいろの批判と反省が各分野で部分的に行われているが、これが完全に克服されるには至っていない。

しかしこの論理の中で森林組合に関してきわめて特徴的な2つの点を示すことができる。

その1は森林組合問題が経済問題を通り越して一足飛びに政策論として取り上げられる傾向が強いことである。経済的条件との関連を抜きにして合併の条件が

とり上げられ、増資が云々される。また林産事業や取りの製材事業をおこなつて失敗する。もちろんこれらは組合運営の直接の担当者、あるいは政策の実行者にしてみれば、まことにいたし方のない処置といわねばならないであろう。しかし少くとも理論的に森林組合問題を取り上げ、一般的に論ずる段階では、将来への見通しと展望をもつた総合的な把握がなされねばならないであろう。

森林組合に対するこの資源政策的一面は、森林組合が経済団体としての基盤をもたず、むしろ極端に云えば政策の具として守り、育てられてきたという歴史的事情によるものである。しかしこれも云つてみれば、第一次産業としての林業がもつ後進的性格、そして林業生産とその行なわれる場である農山村での生産関係を中心として理解されなければならない。

その2は森林組合問題が林業生産の担い手である森林所有者や山村民との関連として考えられるのではなく、森林組合そのもの、森林そのもの、木材そのものの問題として出されがちなことである。つまり人と人、人と物との関連としてではなく、物自体あるいは物と物との関係として出されるのである。

この点でも第一点と同じく森林組合はとにかく木材をより多量に出し、いわゆる絶対量の生産力を上げるための組織としての考え方が歴史的な根拠をなしてい

るからにはかならない。

しかし真に森林組合が林業生産を向上させ、それをとりまく農山村民のためのものであるならば、物を媒介とした人と人との関連を追究することに森林組合問題の中心点がなければならない。

このようにみえてくると、森林組合問題は従来の資源政策的な考え方だけでは到底その総合的把握ができないことがわかる。森林組合問題は振興3ヶ年計画とそれに続く第2次振興計画という実践的な飛躍にもかかわらず、理論的にはより広範な、より系統的な武装が要求される重要な段階にあるといえよう。

結論的に云えば森林組合のもつ停滞性とは、資本主義の外圍的条件の中での森林所有者による林野の所有と経営を特徴的に明かにし、それと組合との関係をはつきりさせることによつて再検討されるべきである。

このような観点から森林組合のもつ特性を一言にして云えば、組合員ないし一般森林所有者のもつ農民的性格、ユンカー的性格ないし資本家的性格として集約的に表現される。特に土地所有と資本（経営）との未

分化に着目した場合、資本制生産の典型的発展をみせるイギリスやアメリカに対比して強調されるところのユンカー的性格は、その所有と経営の特性に対応して森林組合をも大きく規定している。

もちろんひとくちにユンカーの経営と云い、土地所有と資本との未分化といつても、いわゆる新炭林経営の如くそこに殆んど資本投下のみられない完全な意味での地主的経営があるし、人工林経営の如く相対的に資本の比重の高い林業経営も存在する。これらのちがいは当然森林組合のあり方に反映するであろう。またこれに対応する農民的林業は、地代、利潤、労賃がまつたく未分化のままの小規模経営であつて、森林組合の動向を決定するもう一つの柱である。またこれらとは別にいわゆる3者造林にみられるような資本制的林業の萌芽も見落としてはならないであろう。

以下林業のユンカー的性格と森林組合との関連に中心テーマをおきながら、順次それぞれの範疇での林業の特質とそれらの相互連関性を森林組合との関係において類型的に把握したい。

79. 林業作業における職場集団研究の方法について

一 国有林野事業における林業機械化

に伴う作業集団の編成に関連して 一

九大農学部 中 島 能 道

まえがき

近来、林業作業の機械化を契機として、国有林では現場の作業集団を、新しい性格を持たせつつ再編成する必要に迫られているが、有効にその目的を達成させる方法、及び再編成後に起り来る新しい標準工期設定の問題について感ずるところを述べる。

1. 国有林野事業の標準工期調査について

国有林野事業の経営合理化を重要な問題として取上げ始めたのは、昭和22年の林政改革以来のことで、まづ無駄を省き生産の能率を高めること、それにはテラ・ギブレス方式による作業改善と、それに基づく客観的課業の設定が急務であるとし、各種作業の標準工期調査が強力に推進されたことは周知の通りである。しかし各営林局で取纏めた標準工期表は、林野庁の調査手順及び方法の統一等に関する再三の指導にも

拘らず精度において区々であつたり、或いは従来の実績や現場での経験的な工期の値とかなり違つていたりして初期の目的通りに利用出来ないものもかなりあつた。従つて現行事業に適用するには、テラ・ギブレス方式による合理的な作業研究の結果得られた筈の標準工期表を、実績工期との勘案の上で補正簡易化し各局ほぼ同規格のものを作成して現場に適用しているのが現在の段階と云えるであろう。

2. テラ・ギブレス方式の問題点

国有林野事業の合理化を目指して採入れられたテラ・ギブレス方式による所謂「科学的管理法」には少なくとも次の3つの問題点が考えられる。(i) 科学的管理法が、人間の作業を個々バラバラな要素動作の寄せ集めであると考え、個体の作業過程に含まれる有効な要素動作のみを単純に結合させることによつて、最も